

## 大台町新規雇用拡大支援補助金

商工業の振興及び雇用の拡大を図るため、新規雇用した事業者に対して予算の範囲内において補助金を交付します。

### 【対象】

以下の条件を満たす事業者が対象となります。

- 新設、増設、事業の拡大、本社移転に伴い中小企業者の場合は新規雇用者5人以上、小規模事業者の場合は2人以上の雇用の拡大を実現した事業者であること。
- 大台町で事業を営んでいること。
- 雇用保険被保険者を対象人数とする。

### 【補助金の額】

新たに大台町民になった者を採用した正規職員 1人につき10万円(パートタイマー 1人につき5万円)  
大台町に在住する者を採用した正規職員 1人につき5万円(パートタイマー 1人につき3万円)  
ただし、1事業者100万円を上限とする。

## 商工業者事業資金利子補給補助金

商工業者が設備投資を行う事業所を支援することで商工業の振興を図り、商工業者の経営の安定を図るため事業資金利子補給補助金を交付します。

### 【対象】

以下の制度資金に対する利子補給(対象期間1年間)

制度名	制度名
日本政策金融公庫融資制度	新企業育成貸付のうち、新規開業資金、女性、若者／シニア起業家資金、再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)、新事業活動促進資金及び中小企業経営力強化資金、マル経融資(経営改善貸付)
三重県中小企業融資制度	小規模事業資金(小口)

対象外:借入期間1年未満、事業運転資金のみ借入れる資金

設備投資とセットで雇用拡大を行った場合は、対象期間を3年間延長し利子補給いたします。

### 【補助金の額】

補助率は、借入金額の1%以内とし、補給限度額は20万円とする。

大台町に住所を有する者を新たに雇用する場合は、対象期間を3年間に延長します。

→→→ お問合せ先 ・ 申請書提出先

大台町役場産業課 商工業担当

TEL 0598-82-3786

FAX 0598-82-2565

★申請書等は下記URLからダウンロードできます。

<http://www.odaitown.jp/>

